

特別障害者手当・障害児福祉手当・福祉手当(経過措置分)の振込先

	銀行等	郵便局
北海道	○	○
青森県	○	
岩手県	○	
宮城県	○	
秋田県	○	
山形県	○	
福島県	○	
茨城県	○	○
栃木県	○	
群馬県	○	
埼玉県	○	
千葉県	○	
東京都	○	
神奈川県	○	
新潟県	○	
富山県	○	
石川県	○	
福井県	○	
山梨県	○	
長野県	○	
岐阜県	○	
静岡県	○	
愛知県	○	
三重県	○	

	銀行等	郵便局
滋賀県	○	
京都府	○	
大阪府	○	○
兵庫県	○	
奈良県	○	
和歌山県	○	
鳥取県	○	
島根県	○	
岡山県	○	
広島県	○	
山口県	○	
徳島県	○	
香川県	○	
愛媛県	○	
高知県	○	
福岡県	○	
佐賀県	○	
長崎県	○	
熊本県	○	
大分県	○	
宮崎県	○	
鹿児島県	○	○
沖縄県	○	○

注) 2004年5月25日厚生労働省調査

都道府県は、町村分を支給している

「銀行等」とは、銀行、信用金庫、農協など(郵便局以外のすべて)である。